

# 日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

## 使用薬剤の薬価（薬価基準） に収載されている医薬品について （平成25年12月27日現在）

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

資料作成：菊地祐男（日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217）



Nikky

ロードマップによる新指標60%目標を算出するために分母と分子に分類される医薬品リストが年末に公表されました。  
ただし、診療報酬改上の取扱いとしては未定としています。

資料No.20140107-345



株式会社日医工医業経営研究所

# 使用薬剤の薬価（薬価基準）に記載されている医薬品について （平成25年12月27日現在）

文字サイズの変更 標準 大 特大

御意見募集やパブリックコメントはこちら

テーマ別に探す | 報道・広報 | **政策について** | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管の法令等 | 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 使用薬剤の薬価(薬価基準)に記載されている医薬品について(平成25年12月27日現在)

## 使用薬剤の薬価(薬価基準)に記載されている医薬品について(平成25年12月27日現在)

現在、医療機関等で保険診療に用いられる医療用医薬品として官報に告示されている(薬価基準に記載されている)品目は約1万8千程度あり、本リストはその内容等をお示したものです。

このうち、新しい効能や効果を有し、臨床試験(いわゆる治験)等により、その有効性や安全性が確認され、承認された医薬品を「先発医薬品」と、また、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一で、治療学的に同等であるとして承認される医薬品を「後発医薬品」(いわゆるジェネリック医薬品)と呼んでいます。

本リストでは、医療機関等における円滑な事務の推進を図る観点から、「先発医薬品」、「同一剤形・規格の後発医薬品がある先発医薬品」及び「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」に該当する品目も併せて掲載しています。

### 5. その他(各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報) New 12月27日

各先発医薬品における後発医薬品の有無及び後発医薬品について、1:後発医薬品がない先発医薬品(後発医薬品の上市前の先発医薬品等)、2:後発医薬品がある先発医薬品(先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む)と3:後発医薬品(先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印を付しています。)として分類しています。

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」(厚生労働省平成25年4月5日)に基づく後発医薬品の数量シェア(置換え率)※における「後発医薬品のある先発医薬品」が2で分類される品目であり、「後発医薬品」が3で分類される品目であるため、置換え率を算出する際には、こちらの情報をご活用ください。

※後発医薬品の数量シェア(置換え率) = (後発医薬品の数量) / ((後発医薬品のある先発医薬品の数量) + (後発医薬品の数量))  
= (3で分類される品目の数量) / ((2で分類される品目の数量) + (3で分類される品目の数量))

- Excel [2,366KB] New 12月27日
- 全体版** [3,170KB] New 12月27日
- 【分割版はこちらから】
- 全体版1 [1,696KB] New 12月27日
- 全体版2 [1,660KB] New 12月27日

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/03/tp120305-01.html>

## 各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報（注釈全文）

各先発医薬品における後発医薬品の有無及び後発医薬品について、1:後発医薬品がない先発医薬品（後発医薬品の上市前の先発医薬品等）、2:後発医薬品がある先発医薬品（先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む）と3:後発医薬品（先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印を付しています。）として分類しています。

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（厚生労働省平成25年4月5日）に基づく後発医薬品の数量シェア（置換え率）※における『後発医薬品のある先発医薬品』が2で分類される品目であり、『後発医薬品』が3で分類される品目であるため、置換え率を算出する際には、こちらの情報をご活用ください。

※後発医薬品の数量シェア（置換え率）

＝〔後発医薬品の数量〕／（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）

＝〔3で分類される品目の数量〕／（〔2で分類される品目の数量〕＋〔3で分類される品目の数量〕）

## 各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報（リスト例）

薬価基準収載 医薬品コード	成分名	品名	各先発医薬品の 後発医薬品の有 無に関する情報
3399008F1025	硫酸クロピドグレル	プラビックス錠 2.5 mg	1
3399001F1015	チクロピジン塩酸塩	チクロピジン塩酸塩 100 mg 錠	3
3399001F1384	チクロピジン塩酸塩	パナルジン錠 100 mg	2
2139005F1052	フロセミド	ラシックス錠 20 mg	
2139005F1060	フロセミド	フロセミド錠 20 mg 「NP」	3
2251001F2050	テオフィリン	テオロング錠 100 mg	★

- 1: 後発医薬品がない先発医薬品（後発医薬品の上市前の先発医薬品等）  
 2: 後発医薬品がある先発医薬品（先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む）  
 3: 後発医薬品（先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては「★」印を付しています。）

$$\text{後発医薬品の数量シェア(置換え率)} = \frac{\text{〔後発医薬品の数量〕}}{\text{〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕} + \text{〔後発医薬品の数量〕}}$$

$$\text{後発医薬品の数量シェア(置換え率)} = \frac{\text{〔3で分類される品目の数量〕}}{\text{〔2で分類される品目の数量〕} + \text{〔3で分類される品目の数量〕}}$$

## 各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報（MPI解説）

薬価基準収載 医薬品コード	成分名	品名	各先発医薬品の 後発医薬品の有 無に関する情報
3399008F1025	硫酸クロピドグレル	プラビックス錠25mg	1
3399001F1015	チクロピジン塩酸塩	チクロピジン塩酸塩100mg錠	3
3399001F1384	チクロピジン塩酸塩	パナルジン錠100mg	2
2139005F1052	フロセミド	ラシックス錠20mg	
2139005F1060	フロセミド	フロセミド錠20mg「NP」	3
2251001F2050	テオフィリン	テオロン錠100mg	★

○ジェネリックシェアの新指標では、「長期収載品＋後発医薬品」を分母に、「後発医薬品」を分子として算出するため、個々の品目がどこに分類されるかを明確にしたリストが2013年12月27日付けで厚生労働省のホームページに公開された。しかし診療報酬上の算定にも用いるかは明確にしていない。

○このリストで2と3が付番された品目は分母、3が付番された品目が分子に入るとされた。

○ラシックス錠20mgのような“準先発品”は空欄のため、分母にも分子にも入らないが、それに該当する後発医薬品は3が付番されているため分子に入っている。

○先発医薬品と同額又は薬価が高いものとして★が付された品目も、分母分子に入らないように理解できるが、厚生労働省医療課に問い合わせたところ現時点では明確な回答はできないとしている。

### <厚生労働省医療課への確認(2014年1月7日時点)>

「このリストの考え方でジェネリックシェアを算出しているが、現時点では診療報酬上の算定基準とするかは未定である。よって★が付された品目の取り扱いも未定である。」